

漁業権に関する海区漁業調整委員会の役割

県知事の役割

①漁場を適切・有効に活用している者に優先して免許

- ・免許の内容等「海面漁場計画」の策定
(漁場の位置、漁業種類等)
- ・漁業権の免許
 - ・適切かつ有効に活用している者に免許
 - ・新規漁場における競願時には地域の水産業の発展に寄与する者に免許
- ・漁業権行使規則の認可

②漁場の活用状況等の報告(今回)

- ・活用状況等の委員会への報告
- ・適切・有効に活用していない者への指導等

委員会の役割

意見

意見

漁業権の免許状況



番号	免許番号	漁業権者(漁協(支所)) /漁場の位置(区画・定置)	漁業の種類													漁業時期	存続期間				
			わかめ	てんぐさ	(いわのり)	あまのり	もずく	くろも	あかもく	(えごのり)	ひじき	あわび	さざえ	いがい	かき			はまぐり	いな	たこ	うなぎ
①	1号	県(東・浦富・網代・福部)、田後	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	海藻は右記のとおり、その他漁業は周年	平成25年9月1日 から 令和5年8月31日
②	2号	県(賀露・酒津・浜村)	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○		
③	3号	県(夏泊・青谷・泊)、中部	○	○				○			○	○	○	○	○		○	○	○		
④	5号	赤碓町・県(中山・御来屋・淀江)	○	○	○	○	○	○	○							○					
⑤	6号	米子市	○	○	○						○	○	○	○		○	○	○	○		
⑥	8号	県(境港)														○		○	○		
⑦	4号	中部	地びき網													周年					
⑧	1、2号	県(東)/岩美郡岩美町東漁港内	わかめ養殖業													10/21~4/30					
⑨	3号	田後/岩美町田後港内	わかめ養殖業													11/1~4/30					
⑩	4号	県(福部)/鳥取市福部町岩戸漁港内	わかめ養殖業													11/1~3/31					
⑪	5、6号	県(浜村)/鳥取市気高町船磯漁港内	わかめ養殖業													11/1~3/31					
⑫	7号	県(浜村)/鳥取市気高町船磯漁港内	いわがき養殖業													周年					
⑬	8号	県(青谷)/鳥取市青谷町長和瀬漁港内	わかめ養殖業													11/1~3/31	平成30年9月1日 から 令和5年8月31日				
⑭	9号	県(泊)/東伯郡湯梨浜町泊漁港内	わかめ養殖業													11/1~4/30					
⑮	10、12号	県(淀江)/西伯郡大山町平田漁港内	わかめ養殖業													10/21~4/30					
⑯	11号	県(淀江)/西伯郡大山町平田漁港内	のり養殖業													10/21~4/30					
⑰	13号	県(淀江)/西伯郡大山町平田地先	わかめ養殖業													10/21~4/30					
⑱	14号	県(境港)/境港市地先	魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざげ、あじ)小割り式養殖業													周年					
⑲	15号	県(境港)/境港市地先	いわがき養殖業													周年					
⑳	1号	県(御来屋)/西伯郡大山町御来屋地先	雑魚定置漁業													周年					

第一種共同漁業権
(藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業)

第三種共同漁業権
(地引網漁業等)

第一種区画漁業権
(一定区画を使った養殖業)

定置漁業権
(設置水深が27m以深に漁具を定置して営む漁業)

漁業権者（漁協）の責務

漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする
(法第74条第1項)



漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない(法第90条第1項)。

都道府県知事は、漁業権者から報告を受けた事項について、海区漁業調整委員会に対し報告をする(法第90条第2項)。

適切活用

- ・他の漁業生産活動に支障がない
- ・漁場環境を悪化させていない

有効活用

- ・理由もなく漁場の一部を利用して
いないことがない

漁業権漁場活用状況の報告

適切活用の判断事項

資源管理の状況

- 漁業法、漁業権行使規則の遵守状況等
- 漁場の資源維持、増殖等のために実施している取り組み

有効活用の判断事項

漁場の活用状況

- 組合員行使権者数、操業日数
- 漁業権漁業の漁獲量等

共同漁業権に係わる資源管理状況等の報告

報告対象の期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

漁業権免許番号 (漁業権者)	漁業権 の種類	漁場の位置	漁業法、漁業権行使 規則の遵守状況	対象漁業種類	延べ操業日数 (日)	行使権者数 (人)	漁獲量 (Kg)	資源管理の取組等	備考
海共第1号 鳥取県漁業協同組合 田後漁業協同組合	第1種 共同	鳥取市福部 町及び岩美 郡岩美町地 先	・田後漁業協同組合 管轄で7名を漁業権侵 害として告訴した。	わかめ漁業	139	33	2,756	・育成を確認しながら4月下旬より解禁	
				てんぐさ漁業	0	0	0		実績なし
				あまのり（いわの り）漁業	0	0	0		実績なし
				もずく漁業	14	6	101		
				くろも漁業	0	0	0		実績なし
				あかもく漁業	61	28	1,155	・4月下旬から5月上旬に収穫 ・群生場所の食害生物を駆除 ・漁場における密漁監視	
				あわび漁業	630	53	978	・殻長11cm以上の水揚に制限 ・11cm以下は再放流 ・稚貝放流 ・周年禁漁区域の設定 ・操業期間3/1～11/30（福部）	・田後地先において藻場造成（ア ラメ種苗を7月に10基設置） ・田後漁協で10,000個放流 ・東支所で2,000個放流 ・網代港支所で10,000個放流 ・福部支所で4,000個放流
				さざえ漁業	1,414	61	14,395	・操業期間3/1～11/30（福部） ・蓋殻径3.0cm以上の水揚に制限（田後地先で は2.5cm以上） ・3cm以下は再放流 ・稚貝放流	・田後漁協で5,000個放流 ・東支所で5,000個放流 ・網代港支所で10,000個放流 ・福部支所で1,000個放流
				いがい漁業	355	42	1,847	・漁場における密漁監視	
				ばい漁業	105	7	1,542	・田後地先では殻長3cm以上の水揚げに制限 ・操業期間3/1～9/30（福部）	
				かき漁業	359	33	15,372	・6月から8月の操業の間毎週金曜日休漁日 ・殻長10cm以上の水揚げに制限 ・岩盤清掃（田後）	
				たこ漁業	8	4	12	・漁場における密漁監視	
				うに漁業	0	0	0		実績なし
				なまこ漁業	195	23	1,591	・漁場における密漁監視	

漁業権免許番号 (漁業権者)	漁業権 の種類	漁場の位置	漁業法、漁業権行使 規則の遵守状況	対象漁業種類	延べ操業日数 (日)	行使権者数 (人)	漁獲量 (Kg)	資源管理の取組等	備考
海共第2号 鳥取県漁業協同組合	第1種 共同	鳥取市(鳥 取市福部町 及び鳥取市 青谷町を除 く。)地先	漁業権行使規則に基づ き操業し、違反者はい なかった。	わかめ漁業	202	12	3,718	・操業期間3/1～5/31	
				てんぐさ漁業	0	0	0		実績なし
				もずく漁業	0	0	0		実績なし
				くろも漁業	0	0	0		実績なし
				あかもく漁業	0	0	0		実績なし
				あわび漁業	247	12	410	・操業期間3月1日～11月30日 ・殻長11cm未満は採捕禁止 ・漁場における密漁監視(随時) ・種苗放流を実施	・賀露支所で1,200個放流 ・酒津支所で10,000個放流 ・浜村支所で2,000個放流 ・青谷支所で6,000個放流
				さざえ漁業	359	16	7,205	・殻蓋3cm以下は採捕禁止 ・種苗放流	・賀露支所で10,000個放流 ・酒津支所で30,000個放流 ・浜村支所で2,000個放流 ・青谷支所で10,000個放流
				いがい漁業	18	2	188	・休漁期間6/1～6/30(酒津)	
				ばい漁業	218	7	2,067	・操業期間3月1日～11月30日 ・殻長3cm未満は採捕禁止 ・産卵器として卵の付着した籠を設置 ・丸かご120個/隻	
				かき漁業	319	17	19,632	・採捕期間6月1日～8月31日 ・1人当たりの1日の漁獲個数の制限 (15kg入り4箱以内)	
				たこ漁業	55	12	69		
				うに漁業	0	0	0		実績なし
				なまこ漁業	72	7	582	・漁場における密漁監視(随時)	

漁業権免許番号 (漁業権者)	漁業権 の種類	漁場の位置	漁業法、漁業権行使 規則の遵守状況	対象漁業種類	延べ操業日数 (日)	行使権者数 (人)	漁獲量 (Kg)	資源管理の取組等	備考
海共第3号 鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合	第1種 共同	鳥取市青谷 町並びに東 伯郡湯梨浜 町及び北栄 町地先	漁業権行使規則に基づ き操業し、違反者はい なかった。	わかめ漁業	233	31	3,286	・採捕期間4/1～5/31	
				てんぐさ漁業	0	0	0		実績なし
				あまのり(いわの り)漁業	14	4	38		
				あかもく漁業	0	0	0		実績なし
				あわび漁業	120	16	320	・殻長10cm以下のものは採捕禁止(中部漁協地 先においては、11cm以下は禁止)	・泊支所で5,000個放流 ・青谷支所で6,000個放流
				さざえ漁業	177	19	3,108	・殻蓋2.5cm以下のものは採捕禁止	・泊支所で10,000個放流 ・青谷支所で10,000個放流
				いがい漁業	38	11	241		
				ばい漁業	91	6	682	・殻長5cm以下は採捕禁止(中部)	
				かき漁業	555	28	20,310	・殻長10cm以下のものは採捕禁止 ・250g以上の出荷(中部)	
				はまぐり漁業	122	8	1,945	・殻長3cm以下のものは採捕禁止	
				たこ漁業	0	0	0		実績なし
				うに漁業	0	0	0		実績なし
				なまこ漁業	20	5	332	・採捕期間12/1～3/31	
海共第4号 中部漁業協同組合	第3種 共同	東伯郡北栄 町地先	漁業権行使規則に基づ き操業し、違反者はい なかった。	地びき網漁業	10	3ヶ統	4,915		

漁業権免許番号 (漁業権者)	漁業権 の種類	漁場の位置	漁業法、漁業権行使 規則の遵守状況	対象漁業種類	延べ操業日数 (日)	行使権者数 (人)	漁獲量 (Kg)	資源管理の取組等	備考
海共第6号 米子市漁業協同組合	第1種 共同	米子市（米子市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村地先	漁業権行使規則に基づき操業し、違反者はいなかった。	わかめ漁業	0	0	0		実績なし
				てんぐさ漁業	0	0	0		実績なし
				あまのり（いわのり）漁業	0	0	0		実績なし
				あわび漁業	9	2	40	・殻長9cm以上の水揚げに制限	
				さざえ漁業	4	2	44	・殻蓋2.5cm以上の水揚げに制限	
				いがい漁業	0	0	0		実績なし
				ばい漁業	739	33	10,929	・産卵基の設置 ・殻長3cm以上に制限	
				かき漁業	349	11	33,011		
				たこ漁業	12	6	10		
				うに漁業	0	0	0		実績なし
				なまこ漁業	0	0	0		実績なし

漁業権免許番号 (漁業権者)	漁業権 の種類	漁場の位置	漁業法、漁業権行使 規則の遵守状況	対象漁業種類	延べ操業日数 (日)	行使権者数 (人)	漁獲量 (Kg)	資源管理の取組等	備考
海共第8号 鳥取県漁業協同組合	第1種 共同	境港市地先	漁業権行使規則に基づき操業し、違反者はいなかった。	ばい漁業	46	5	326	・産卵基を4月に20基設置 ・殻高3cm未満の採捕禁止	
				たこ漁業	29	4	204		
				なまこ漁業	0	0	0		実績なし

漁業権名称 (免許番号)	漁業権者	漁業権の種類	対象漁業種類	操業時間 (又は延べ日数)	漁獲量 (kg)		組合員 行使権者数 (者)	行使状況	資源管理の取組等	備考
海区第1号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業							実績なし
海区第2号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業							実績なし
海区第3号	田後漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業							実績なし
海区第4号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業	11月～3月	50		1	養殖ロープ 270m		
海区第5号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業	1月～12月	184		25	養殖ロープ 450m		
海区第6号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業	1月～12月	184		25	養殖ロープ 450m		
海区第7号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	いわがき養殖業	1月～12月	465		25	筏 12基		
海区第8号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業							実績なし
海区第9号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業	12月～2月	100		40	養殖ロープ 400m		
海区第10号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業							実績なし
海区第11号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	のり養殖業	10月～4月	12		1	柵 12		
海区第12号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業							実績なし
海区第13号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	わかめ養殖業							実績なし
海区第14号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	魚類(ぶり、ふぐ、 さば、ぎんざけ、あじ) 小割り式養殖業	1月～12月	とらふぐ	35,000	2	生簀30基	・生簀の数を60までとして、これを遵守した。 ・漁場改善計画内容を遵守し、漁場の改善に取り組んだ	行使料 50万円/年
				1月～12月	ぎんざけ	1,824,622		生簀27基		
				1月～12月	さば	19,691		生簀3基		
海区第15号	鳥取県漁業協同組合	第一種区画	いわがき養殖業							実績なし
海定第1号	鳥取県漁業協同組合	定置漁業	雑魚定置漁業	3月～12月	あじ ひらめ まるご さわら さごし よこわ ひらまさ おきはぎ	72,426	1		・休業期間の設定：1月1日～2月末日までの間網を陸揚げし休業 ・クロマグロの漁獲制限：クロマグロTAC制度に基づく管理 ・漁獲サイズ規制：ヒラメ(全長25cm)、マダイ(尾又長13cm) ・漁獲網に袋を付けて、小さい魚のがし口を設ける	